

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



商工中金

2026年6月5日

商工中金

「株式の売買の仕組み」における「参照価格」の提供再開について

株式会社商工組合中央金庫（本社：東京都中央区、代表取締役社長：関根 正裕、以下「商工中金」）は、「株式の売買の仕組み」を取り扱う野村証券株式会社（以下「野村証券」）に対し、「参照価格」の算出方法を見直したうえで、「参照価格」の提供を再開することを決定しましたので、お知らせいたします。

1. 「参照価格」の算出方法の見直し

商工中金は、これまで、半期ごとの連結貸借対照表に基づく簿価純資産方式により算出した1株当たりの価格を、「参照価格」として野村証券に提供してきました。今般、[2025年6月12日付「お知らせ」](#)のとおり、自己株式を取得したこと等を踏まえ、より適正な株式価値を算定するため、算出方法を見直しました。

具体的には、商工中金から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三）が、DDM法（配当割引モデル）と取引事例法により普通株式の理論価値評価を算定し、その評価レンジの中央値を、商工中金から野村証券に提供する「参照価格」とします。

2. 見直し後の「参照価格」

上記見直し後の「参照価格」は1株当たり172円といたします。今後は年に一度、見直し後の算出方法に基づく「参照価格」を野村証券に提供します。

3. 「基準価格」の適用時期

上記「参照価格」をもとに野村証券が定める「基準価格」（現行：1株あたり233円）は、2026年8月の売買（2026年8月17日）から、適用されます。

4. その他

本件に伴い、2026年8月の売買より、注文価格の範囲は以下の通り変更されます。

- ・変更前：基準価格の上下10%
- ・変更後：基準価格の上下5%

また、2019年1月のつけ合わせから注文価格の下限が10%を超える水準に拡大され、173円となっていました。2026年8月の売買よりこの取扱いが廃止されます。

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



商工中金

【参考】商工中金株式の売買

商工中金の株式は、以下の方法により売買が可能です。

(1) 相対売買

- ・他の組合や構成員と相対で売買する方法です。買い手は、株主名簿管理人に名義書換を請求することになります。

(2) 証券会社の店頭扱いによる売買（株式の売買の仕組み）

- ・相対売買による方法では売買相手を見つけることが難しい場合には、証券会社の店頭扱いによる売買の仕組みを用意しております。野村証券の国内本支店にて売買の注文を行うことができます。野村証券では、商工中金から提供された「参照価格（※）」をもとに、野村証券が定める「基準価格」の一定の値幅の範囲内で指値注文を受け付けております。
- ・詳細は、[商工中金ホームページ](#)をご参照ください。

（※）「参照価格」は、「株式の売買の仕組み」において、野村証券がつけ合わせをする際の「基準価格」を決定する際に参考とするための情報であり、商工中金株式について商工中金が特定の価格での売買を推奨するものではありません。